

九州各県議会議長会と九州地方知事会との意見交換会

次 第

日時 平成24年5月17日（木）

10時30分～

場所 大分オアシスターホテル

5階 孔雀の間

1 開 会

2 挨 捶

九州各県議会議長会会长 福岡県議会議長 原口 剣生

九州地方知事会会长 大分県知事 広瀬 勝貞

3 説 明

「アクション・プラン推進委員会及び地域主権戦略会議
における議論について」

九州地方知事会会长 大分県知事 広瀬 勝貞

4 意見交換

5 閉 会

九州各県議会議長会と九州地方知事会との意見交換会

出席者名簿

【九州各県議会議長会】

会長 福岡県議会議長
福岡県議会副議長
佐賀県議会議長
佐賀県議会副議長
長崎県議会議長
長崎県議会副議長
熊本県議会議長
熊本県議会副議長
大分県議会議長
大分県議会副議長
宮崎県議会議長
宮崎県議会副議長
鹿児島県議会議長
鹿児島県議会副議長

生幸夫 義夫 典志世
口辺英秀 政雪 大成和 学
渡原井秀馬 倉内場 永村
石中吉志 宮内山 吉野
宮元外馬 岩村志元
崎中金三 外山吉志
崎外子外中志元
崎外子外中志元
島金俊一 外山吉志
島外子外中志元
島外子外中志元
島外子外中志元
島外子外中志元
島外子外中志元

【九州地方知事会】

会長 大分県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県副知事
熊本県副知事
宮崎県知事
鹿児島県副知事

廣瀬勝貞
小川洋
古川康孝
塚谷芳俊
石兵嗣一
河谷下
丹甲一

九州広域行政機構(仮称)について

【これまでの経緯】

【九州における広域行政の取り組み(九州地方知事会)】

- ・政策連合の推進(H15～産廃税導入、水産高校実習船共同運航等38項目)
- ・九州観光推進機構の設立(H17.4 九州各県と経済界とで設立)

平成22年6月 「地域主権戦略大綱」閣議決定
「国の出先機関の原則廃止」を明記

平成22年10月 九州広域行政機構(仮称)構想の発表 (九州地方知事会)
国の出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れ

平成22年12月「アクション・プラン」閣議決定
平成24年通常国会に法案提出、平成26年度中の移譲を目指す。

平成23年5月 国の出先機関の移譲対象絞込みを発表 (九州地方知事会)
経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関の先行移譲
について国と協議する旨表明

以降、制度設計に向けた国との協議

- ・地域主権戦略会議、アクション・プラン推進委員会等
- AP推進委には、九州地方知事会長が毎回出席し、九州の意見を提示

平成24年3月 第6回 アクション・プラン推進委員会 (内閣府)
「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例
制度(基本構成案)」を提示

平成24年4月 第7回 アクション・プラン推進委員会
地域主権戦略会議(第16回) (内閣府)
「基本構成案」を了承

平成24年5月16日 第8回 アクション・プラン推進委員会 (内閣府)
「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案(仮称)
(骨子)」を提示

九州地方知事会では従来から 九州広域行政機構(仮称)への「丸ごと移譲」を主張

九州広域行政機構(仮称)の考え方

①政策判断への「地域ニーズ」の迅速な反映

- ・知事や議員が九州にとって真に必要な政策を見極め、政策に優先順位づけ（自己決定・自己責任）

②政策の「総合性」確保

- ・組織のタテ割りを排除（総合性の確保）
- ・機構と各県の政策との連携が密になることにより、相乗効果を発揮

③「ガバナンス」の確保

- ・都道府県と同等のガバナンスの仕組み（二元代表制、外部監査、直接請求、住民監査・住民訴訟）を確保することにより、透明性を向上させ、運営を効率化

「丸ごと移譲」が実現すれば、組織を分断せずに、出先機関の有機体としての機能を活かしたまま移譲が可能

「基本構成案」に沿った政府部内の調整を進め、
「平成24年通常国会への法案提出」(H22.12.28 閣議決定)
を実現すべき

ただし、制度設計に当たっては、以下の点に留意

・「移譲の例外」

→「移譲の例外」となる事務を執行するための出先機関を九州に残存させないこと（残存すれば出先機関の機能が分断され、住民サービスが低下）。

・「持ち寄り事務」

→住民の利便性を確保するため、「持ち寄り事務」を義務化しないこと。（義務化は地域主権に逆行）

・「財源」

→財源は国の責任において確実に措置。そのための具体的な仕組み（スキーム）を法令で規定すること。



「丸ごと移譲」の具体案を示すことで、緊急時のオペレーションや財源に関する市町村の不安も解消される

九州広域行政機構（仮称）の設立を目指して

九州地方知事会では、かねてから、地域のことは地域で決めていく覚悟をもって、地球温暖化対策や若年者の雇用対策など、県の枠組を超える広域的な課題について、「政策連合」として取り組んできた。さらに、観光分野では「九州観光推進機構」を設立し、官民が一体となって取り組んでおり、広域行政の実績を積んできたところである。

そうした中、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「国の出先機関の原則廃止」が明記された。九州地方知事会としては、これを分権型社会確立のための機会と捉え、また、地方に受皿がないことを理由に、国が出先機関の事務・権限の移譲を拒んできた従来の状況を打破しようと、平成22年10月、国の出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れるための組織として「九州広域行政機構（仮称）」の構想を発表した。

この構想を受けて、九州各県議会議長会においては、各県議会の代表者からなる「広域行政懇話会」を昨年8月に設立し、九州広域行政機構（仮称）の在り方などについて協議が進められている。また、経済界とも、九州地域戦略会議等の場において議論を深めているところである。

他方、「国の出先機関の原則廃止」について、東日本大震災の発生を踏まえ、大規模災害時の対応や社会資本の計画的な整備などに支障が生じるのではないかという不安・懸念の声が市町村等から上がっている。しかしながら、今回の改革は、国の事務・権限をより身近な地方に移譲し、住民の意思をこれまで以上に反映させようとするものであり、地域主権を実現しようという方向については、我々とその思いを同じくするものと考えている。また、「丸ごと移譲」を実現することにより、現在の出先機関の機能を維持向上させようとするものであり、大規模災害時においても迅速かつ的確な対応が確保されるものである。今後とも、九州広域行政機構（仮称）の設置について、九州地方知事会と九州市長会との「協議の場」や町村会との意見交換などを通じて理解が得られるようにしていきたいと考えている。

本年3月、内閣府より「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」が示された。この「基本構成案」は、全体としては、九州地方知事会の主張を採り入れつつ、改革を前進させるための提案であると考えている。「移譲対象となる事務」の精査や「持ち寄り事務」の取扱い、「財源」の問題など、詳細に詰めるべき論点はあるものの、今後、これに沿って政府部内の調整を進めることが必要である。

国においては、早急に政府部内の調整を図った上で、出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けた具体策を示すとともに、その内容について、広く関係団体・機関等への十分な説明等を行うことが必要である。

従来から必要性が指摘されながら停滞していた出先機関改革は、国において政治のリーダーシップが発揮され、地方の側が覚悟を示したことにより、大きく前進しようとしている。しかし、今通常国会への関連法案の提出に向けて残された時間は短く、まさに正念場を迎えている。

国においては、これまで重ねて主張してきた九州地方知事会の考えを十分に踏まえ、省庁の利害を超えた高い視点にたち、真に地域主権に資するための改革を実現することを強く求める。

平成24年4月12日

九州地方知事会		
会長	大分県知事	廣瀬 勝貞
副会長	鹿児島県知事	伊藤 祐一郎
	福岡県知事	小川 洋
	佐賀県知事	古川 康
	長崎県知事	中村 法道
	熊本県知事	蒲島 郁夫
	宮崎県知事	河野 俊嗣
	沖縄県知事	仲井眞 弘多
	山口県知事	二井 関成

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（仮称）（骨子）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自
主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようするため、国の特定地方行政機関の
事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本
理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣によ
る認定、当該認定が行われた場合において適用される事務等の移譲措置、事務等移譲
推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方
公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図る
とともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及
び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に發揮されること
を旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民
の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化
に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用する主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を
合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこ
ととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除
く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以
下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所に係る事務等のうち政令で定めるものとする。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、当該特定広域連合が移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するため、移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項

等

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲

計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。(特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。)

② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

- ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- ・移譲対象特定地方行政機関の名称
- ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域(特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域)内において設定する区域
- ・計画の目標
- ・特定広域連合等が移譲を受ける事務等を開始する日
- ・移譲事務等の実施体制に関する事項その他の移譲事務等の円滑かつ確実な実施のために必要な事項として内閣府令で定めるもの
- ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の当該移譲事務等に関する事項その他の移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるとときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。

- ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。
- ・移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・事務等移譲計画に定められた区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3(1)の政令で定める区域の全部又は一部とを合わせた区域と一致すること。

④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。

⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組

織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。

- ⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している認定を受けた特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し認定を受けた特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、あらかじめ、別に法律で定める。

7 事務等の移譲措置

- ① 特定広域連合等が、事務等移譲計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、
3（2）の事務等については、特定広域連合等の長が行うこととする。
- ② 移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣は、移譲事務等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、当該特定広域連合等の長が行うこととされる事務等のうち政令で定めるものに関し、政令で定めるところにより、必要な関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいう。）をすることができる。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^(注)の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、あらかじめ、特定広域連合委員会の意見を聞くものとし、当該意見を勘案し必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
 - ・条例を制定し、又は改廃しようとするとき。
 - ・予算を調製しようとするとき。
 - ・7③の移譲事務等の実施に関する計画を作成し、又は変更しようとするとき。
 - ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、事務等移譲計画毎に移譲事務等補佐役を置くものとする。移譲事務等補佐役は、特定広域連合等の長の補助機関である職員のうちから特定広域連合等の長が命ずることとし、移譲事務等に関し特定広域連合等の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態の場合において、災害応急対策又は災害復旧のため特に必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他の政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲措置の適用に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、特定広域連合等が移譲事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

特定広域連合等の長が行うこととされる事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

（注）広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

※第8回 アクション・プラン推進委員会(H24.5.16) 提出資料

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」について

平成24年5月16日
九州地方知事会長
大分県知事 広瀬 勝貞

- 前回の第7回アクション・プラン推進委員会での議論を経て、先月27日の第16回 地域主権戦略会議において、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」が了承された。この「基本構成案」は、全体としては、九州地方知事会の主張を取り入れつつ、「国の出先機関の原則廃止」を前に進めるための提案であり、ここに至るまでの政治のリーダーシップについて、大いに評価したい。
- 今後、政府の方針である「平成24年通常国会への関連法案提出」に向け、今まで以上に政府部内で精力的な調整が必要と考える。特に次の点に留意の上、従来からの九州地方知事会の主張を十分に反映した法案の作成を求める。

1 移譲の例外

- 今回の改革は、あくまで「国の出先機関の原則廃止」である。「移譲の例外」となる事務が多く残り、これらを執行するための国出先機関を残存させることは、改革の趣旨に反するものであり、国民の理解も得られるものではない。
- また、一部の事務について「移譲の例外」となる事務を本省に引き上げ、又は、隣接ブロックの国出先機関が処理することとする場合にも、住民の利便性を損なわないかどうか、検証が必要である。

2 持ち寄り事務

- 今回の改革は、地域主権確立のため、国出先機関を原則廃止し、その事務・権限を住民に身近な特定広域連合に「丸ごと」移譲しようとするものであり、各県の事務を特定広域連合に持ち寄ることは、改革の趣旨に逆行するものである。
- 「持ち寄り事務」の取扱いについては、地方の自主性・主体性に任せることが地域主権の理念に適うものであり、事務等の持ち寄りを条件とするような制度設計や運用は受け入れられない。
- なお、九州地方知事会としては、国出先機関の事務・権限の移譲後に、特定広域連合に持ち寄ることにより行政の効率化が見込まれ、かつ、住民の利便性を損なわない県の事務があるかどうかについて、真摯に検討していきたいと考えている。

3 財源

- これも從来から主張しているとおり、国の責任において財源が確保されることは、地方が国出先機関の移譲を受ける前提であり、市町村等の不安・懸念を解消するためにも不可欠である。必要な財源については、事業費と人件費を明確に区分した上で、その全額が国から措置されるべきである。
- 「(改革の) 基本理念にのっとり、特定広域連合等が移譲事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする」といった抽象的な規定ではなく、以下のような財源確保のための具体的な仕組み（スキーム）を特例法に規定すべきである。
 - ・特定広域連合が国に交付金を要求することとし、その相手方を内閣総理大臣とする。
 - ・国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書等を提出することができる。